



宮 崎 県 公 報

平成20年 8 月 4 日 (月曜日) 第 2004 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定予定の通知 (2 件) …………… (自然環境課) 1	

告 示

宮崎県告示第 611号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 都城市庄内町 13132-18・13132-19・夏尾町5487-14・5487-20・5488-4・6355-23から6355-25まで・高崎町大牟田字田平 543-3・字永迫5107・字黒勢戸 5176-1・高崎町前田字鼻グリ3067-9 (以上12筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字永迫5107

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

で

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 612号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年 8 月 4 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字下古園2368、2369-乙、2369-丁、2369-戊、2370-1から2370-3まで、2374から2378まで、2381、2383-2から2383-4まで、2384、2385、2406、2407-1、2407-2、2408、2437から2439ま